

平成31年度
起業家教育事業
公募要領

平成31年3月
中小企業庁

平成31年度 起業家教育事業 公募要領

「平成31年度 起業家教育事業」を実施するに当たり、その事務処理等を行う法人（以下「管理事務局」という。）を、以下の要領で募集する。

I. 起業家教育事業について

1. 目的

我が国では、創業を希望する者の掘り起こしが課題となっており、創業無関心者に対して起業家マインドを植え付けることで将来の創業者の発掘に取り組むことが必要であり、本事業を通じて全国で創業機運の醸成を図る。

そのため、経営資源（コスト・マンパワー・企画力等の理由）の不足により、若年層向け起業家教育に取り組むことができなかった高等学校に対して、若年層向け起業家教育を実施するための標準カリキュラムを作成し、起業家教育の全国的な普及を図る。

2. 事業概要

① 全体像

中小企業庁は公募により管理事務局を選定し、管理事務局が起業家教育の標準カリキュラム（試作版）を作成する。作成後はトライアル実施として、実際に全国5か所の高等学校で当該カリキュラムを用いた起業家教育を実施する。

トライアル実施により得られるフィードバックを基に、カリキュラムのブラッシュアップを行い、標準カリキュラム（完成版）として公開する。公開後は、当該カリキュラムの普及啓発を実施する。

② 管理事務局について

起業家教育の教員向け標準カリキュラム（試作版）を作成する。（カリキュラムの内容については「Ⅱ. 委託する業務の内容」を参照）。

標準カリキュラム（試作版）作成後は全国5か所の高等学校で当該カリキュラムを用いた起業家教育を実施する（トライアル実施）。実施にあたっては高等学校・中小企業庁等と連携を図りながら教員のサポートを行う。

トライアル実施後は現場で得られた知見を基にカリキュラムのブラッシュアップを実施し、標準カリキュラム（完成版）を作成する。また、標準カリキュラムの作成にあたっては、必要に応じて外部有識者の意見を取り入れることとする。

起業家教育の実施にあたっては、アンケートや観察により教員・高校生の意識や行動の変化を把握し、報告書にまとめて報告する。

③ 起業家教育を実施する高等学校について

起業家教育（トライアル実施）を実施する高等学校の総数は全国で5か所とする（最終的には中小企業庁と相談のうえ決定する）。

Ⅱ. 委託する業務の内容

本事業を円滑に実施するため、次の業務について、本公募要領により委託先を公募する。

1. 委託業務の概要

（1）起業家教育の標準カリキュラムの作成

標準カリキュラムは20時間程度の構成とし、基本設計として以下の項目及び各要素が含まれるカリキュラムを作成する。

①進行表

起業家教育を構成する各セッションの狙い、進め方、留意点等

②指導マニュアル

教員の姿勢についての具体的解説（コーチングの姿勢について等）

③授業資料（テキスト・ワークシート・動画コンテンツ等）

○先輩創業者とのコミュニケーションセッション（講演等）

○自己の経験や動機の掘り下げセッション

○課題の探求セッション（フィールドワーク等の実施）

○ビジネスプラン作成のために必要な知識を学ぶセッション

○高校生のビジネスプラン作成の支援（個別指導等）

○具体化したビジネスプランのブラッシュアップや具現化の支援

○ビジネスプランの発表（プレゼンテーション、模擬出店等）

（2）高等学校でのトライアル実施

（1）で作成した標準カリキュラムを用いて、実際に高等学校で起業家教育（トライアル実施）を実施する。受託事業者は実施する高等学校と、起業家教育実施前にカリキュラムの解説等、必要な打ち合わせを実施する。起業家教育（トライアル実施）は高等学校の教員が標準カリキュラムをベースに行い、受託事業者は、実施内容の相談や創業者の紹介など、必要に応じて教員のサポートを行う。起業家教育に要する時間は、原則として作成した標準カリキュラムに従う。そのために要する開催回数については、高等学校の要望を踏まえ決定する。また、各地域の創業者、企業、自治体等を巻き込みながら実施する。

（3）標準カリキュラムのブラッシュアップ

（2）で得られた関係者の意見、要望等を取り纏めたうえで標準カリキュラム（試作版）分析を行い、中小企業庁と相談のうえカリキュラムのブラッシュアップを行い、標準カリキュラム（完成版）として公開する。

(4) 報告書の作成と広報

受託事業者は、起業家教育(トライアル実施)を実施した高等学校の取り組み内容について聴取し、まとめたものを報告書として作成し、(3)で作成した標準カリキュラム(完成版)と併せて広く周知する。

(5) 事業成果の測定

本事業に必要な適切な執行体制を構築すること。標準カリキュラム作成の進捗管理を適切に行うとともに、起業家教育(トライアル実施)の実施先から実施の証拠資料を徴し、その検査を行う等、事業目的を達成することができるように厳密な管理を行う。

起業家教育(トライアル実施)を受けた高校生や高等学校の教員などに対しアンケート調査を実施、プログラム実施前後の高校生の起業家マインド及び教員の起業家教育に対する考え方の変化について把握を行う。集計した内容は報告書にまとめ、中小企業庁へ報告する。その際、個人情報等について適切な保護措置を講ずるものとする。

(6) その他

①事業の進捗状況については、月に1回以上、中小企業庁へ報告を行うこと。

②再委託費の確定検査

再委託事業に要する経費処理については、証拠資料について、検査等を通じて厳密な管理を行うこと(経済産業省の経費処理カリキュラムに準じて実施すること)。

Ⅲ. 応募資格及び要件

事業申請書を提出できるのは、次の要件を満たす法人とする。

(1) 起業家教育に関連した人材育成事業の実績を有すること。

(2) 受託体制について

①常設的な事務所を設けるなど、中小企業庁及び実施する高等学校と密接な連携がとれる体制を確保できること。

②本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結できる法人であること。

③公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な法人でないこと。

(3) その他

①中小企業庁が提示した委託契約書に合意すること。

② 中小企業庁の指示に速やかに従うことができること。

＜公募説明会＞

開催日時：平成31年3月28日(木) 15:00～16:00

※詳細は公募説明会参加申込書をご覧ください。

Ⅳ. 委託先の選定

1. 選定プロセス等

中小企業庁において、本公募に係る管理事務局の審査を行う審査委員会を開催し、以下の選定基準に基づき、委託先を決定する。

2. 選定方法

委託先は、上記Ⅲの要件を満たす機関から提出された事業申請書、添付資料について、選定基準に基づき審査を行うとともに、相対的に評価した上で決定する。

なお、応募締め切り後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施することがある。また、この際、追加資料の提出を求める場合がある。

3. 選定基準

委託先の選定は、以下の選定基準に基づいて行う。

- (1) 委託業務に関する申請書及び提出書類の内容が本事業の目的及び事業概要の意図と合致していること。
- (2) 委託業務に関する申請書及び提出書類にある事業の実施方法、内容等が優れており、適切かつ効率的な事業実施が行われるものであること。
- (3) 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有すること。

【提出書類に記載する事項】

- (1) 起業家教育標準カリキュラムの基本設計
- (2) 起業家教育トライアル実施先とする高等学校(案)
- (3) 起業家教育(トライアル実施)に関わる講師や地域の起業家、専門家などの謝金及び旅費に係る請求から確認、支払までの具体的手法
- (4) 起業家教育標準カリキュラムの周知に関する具体的な方法
- (5) 起業家教育(トライアル実施)を受けた高校生や高等学校の教員に対するアンケート調査の項目・集計方法及び当該報告書等の中小企業庁への提供方法
- (6) 本事業の実施に当たって入手される個人情報や企業情報等の秘匿すべき情報の管理方法
- (7) 本委託業務に類似した業務に係る過去の実績(起業家教育事業の実績、事務局業務の実績、創業支援事業の実績など)

4. 採択予定数

1 法人とする。

V. 契約

1. 委託契約の締結

採択された機関と中小企業庁との間で委託契約を締結することとする（採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定。）。ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合がある。

なお、本委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、中小企業庁の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。

2. 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、平成32年3月31日とする。元号の改正後は、本募集要領中「平成31年」を「新元号元年」に「平成32年」を「新元号2年」に読み替えるものとする。

3. 委託事業規模

事業規模は40,000千円（一般管理費、消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、採択機関決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないことがある。

4. 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成32年4月10日までのいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出すること。中小企業庁はこれを受けて検査を行い、内容に問題がなければ費用（原則として、委託契約期間内に支払が完了しているものを対象とする。）の支払いを行う。支払いは原則として精算払いとする。ただし、受託者の財務状況により、関係機関との協議が整い次第概算払いが行える場合がある。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行わない。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請すること。

5. 委託費の内容

委託業務の遂行に必要と認められる経費は別紙1のとおり。

Ⅵ. 応募要領

1. 公募期間等スケジュール

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 公募開始 | 平成31年3月20日（水） |
| ② 公募説明会 | 平成31年3月28日（木） 11：00～ |
| ③ 公募締切 | 平成31年4月15日（月）（17時必着） |
| ④ 審査会 | 平成31年4月16日（火） 予定 |
| ⑤ 審査結果の連絡 | 平成31年4月19日（金） 以降 |
| ⑥ 契約、事業開始予定 | 平成31年4月26日（金） 以降 |

2. 応募書類

以下の書類を一つの封筒に入れ、封筒の宛名面には、「平成31年度起業家教育事業申請書」と記載してください。

- ① 事業申請書（別紙、様式1～3）・・・正本1部＋写し2部
- ② 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）＜1部＞
- ③ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表＜1部＞

※必要に応じて企画提案の内容が分かる書類（様式不問）を添付すること。

3. 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

中小企業庁 創業・新事業促進課

「平成31年度起業家教育事業」担当宛て

※ F A X 及び電子メールによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

4. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知するものとし、採択、不採択についての問い合わせには対応しない。

Ⅶ. 問い合わせ先

経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課 寺川、金子

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

電話：03-3501-1767

E-mail：chuki-sougyo@meti.go.jp

Ⅷ. その他

（1）提出された事業申請書及び添付書類は返却しない。ただし、機密保

持には十分配慮するものとする。

なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。

- （2）事業申請書等の作成費は経費に含まれない。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給しない。

起業家教育事業の実施に関する経費支出基準

起業家教育事業を実施するために必要な経費。

1. 事務局経費

(1) 本事業を実施するのに必要な事務局経費。具体的には以下のとおり。

- ① 職員人件費
- ② 職員旅費
- ③ 講師等謝金
- ④ 講師等旅費
- ⑤ 雑役務費
- ⑥ 資料作成費
- ⑦ 広報費
- ⑧ 外注費
- ⑨ 委託費
- ⑩ その他諸経費

(2) 一般管理費(上記経費の10%以内)

2. 消費税及び地方消費税

上記経費の10%